

教育子ども委員会報告資料

- 報告第27号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
・・・・・・・・ P 1
- 報告第28号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
・・・・・・・・ P 3
- 「議案第189号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案」の
関連報告について
・・・・・・・・ P 5
- 小中学校特別教室への空調設備の整備手法について
・・・・・・・・ P 6

令和 2 年 9 月
教 育 委 員 会

報告第27号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成21年9月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第4条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費	支払督促 申立日	専決処分 年月日
個人が特定される情報については掲載していません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載していません。	233,775 円	令和2年 2月5日	令和2年 6月25日
個人が特定される情報については掲載していません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載していません。	233,775	令和2年 2月5日	令和2年 6月25日
個人が特定される情報については掲載していません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載していません。	261,829	令和2年 2月5日	令和2年 6月25日
個人が特定される情報については掲載していません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載していません。	261,829	令和2年 2月5日	令和2年 6月25日
個人が特定される情報については掲載していません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載していません。	106,943	令和2年 6月17日	令和2年 8月7日
個人が特定される情報については掲載していません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載していません。	106,943	令和2年 6月17日	令和2年 8月7日
個人が特定される情報については掲載していません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載していません。	494,119	令和2年 6月17日	令和2年 8月7日

報告第28号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成21年9月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第4条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方らが督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費	支払督促 申立日	専決処分 年月日
個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載しておりません。	363,685 円	令和元年 12月27日	令和2年 6月25日
個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載しておりません。	328,831	令和2年 3月11日	令和2年 7月16日

「議案第189号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案」の関連報告について

1 改正の理由・内容

住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するため、照葉北地区に公民館を新設するとともに、西長住公民館の移転に伴い、その位置を改める必要があるため。

2 施行期日

教育委員会規則で定める日

○福岡市公民館条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

現 行	改 正 案																				
第1条～第10条（略）	第1条～第10条（略）																				
別表第1	別表第1																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 70%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">中略</td> </tr> <tr> <td>福岡市西長住公民館</td> <td>福岡市南区西長住二丁目</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">以下略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	中略		福岡市西長住公民館	福岡市南区西長住二丁目	以下略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 70%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">中略</td> </tr> <tr> <td>福岡市西長住公民館</td> <td>福岡市南区西長住一丁目</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">中略</td> </tr> <tr> <td>福岡市西都公民館</td> <td>福岡市西区女原北</td> </tr> <tr> <td>福岡市照葉北公民館</td> <td>福岡市東区香椎照葉三丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	中略		福岡市西長住公民館	福岡市南区西長住一丁目	中略		福岡市西都公民館	福岡市西区女原北	福岡市照葉北公民館	福岡市東区香椎照葉三丁目
名 称	位 置																				
中略																					
福岡市西長住公民館	福岡市南区西長住二丁目																				
以下略																					
名 称	位 置																				
中略																					
福岡市西長住公民館	福岡市南区西長住一丁目																				
中略																					
福岡市西都公民館	福岡市西区女原北																				
福岡市照葉北公民館	福岡市東区香椎照葉三丁目																				
別表第2（略）	別表第2（略）																				

小中学校特別教室への空調設備の整備手法について

1 整備手法の決定

(1) 整備手法の評価結果

財政の負担軽減及び平準化の効果が高く、市側もほぼ現状体制で整備が可能なPFI（BTO）方式により実施する。

ただし、離島の学校や大規模改造工事との工期が輻輳する学校等一部の学校は、従来手法により実施する。

区 分	従来手法	DBO	PFI (BTO)
財政負担の軽減効果	—	◎	○
事業費の平準化	△	△	○
事業の実施体制	×	△	◎
民間ノウハウ活用効果	×	○	◎
施工時期の平準化	△	◎	◎

※従来方式

市が資金調達し、設計、施工、維持管理を民間事業者に分離分割発注

※DBO（Design Build Operate）方式

市が資金調達し、設計、施工、維持管理を民間事業者に一括発注（個別契約）する方式

※PFI-BTO（Private Finance Initiative-Build Transfer Operate）方式

民間事業者が資金調達、設計、施工、維持管理を一括して行い、施工後に設備の所有権を市へ移転する方式

(2) 概算事業費

（単位：億円）

区 分	東 部 (東区, 博多区, 南区)			西 部 (中央区, 城南区, 早良区, 西区)		
	従来手法	DBO	PFI	従来手法	DBO	PFI
総事業費	19.9	18.1	19.2	20.0	18.2	19.3
国庫補助	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
公共負担額*	16.3	14.5	15.4	16.3	14.6	15.5
VFM*	—	10.93%	4.99%	—	10.93%	5.02%

※ 現在価値化後

2 整備スケジュール

